

暮らしの情報ページ



2月16日(金)～3月15日(木)は

市・県民税と所得税の申告期間です



申告が必要なかた
1月1日現在
で市内に在住し、
次のいずれかに
該当するかたは
お、所得税の確定申告をするかたは
不要です。

いない 給与所得者で給与以外の所得がある 市外に住所を有しているが、市内に自己または家族の居住を目的とした家屋敷がある(単身赴任など) 市外に住所を有しているが、市内に事務所、事業所がある

申告書の提出

2月16日(金)～3月15日(木)に申告会場へ提出するか、市民税課に郵送してください。

申告会場

受付日	場所
2月16日(金)～ 3月15日(木)	市役所6階
2月26日(月)	広瀬公民館のみ

受付時間はいずれも9時～16時
ただし、11時～13時は除く。2月26日は市役所での受け付けはありません。2月5日～13日(土・日・祝日は除く)は63歳以上のかたを対象にした申告の受け付けがあります。

市・県民税の申告、所得税の確定申告に必要なものは
給与・年金、配当所得などのあるかたは源泉徴収票や支払調書など、事業所得のあるかたは収入・必要経費がわかる書類、12年中に支払った社会保険料の支払金額のわかるもの(領収書等)、生命・損害保険料の控除証明書、また、そのほか所得控除に必要な書類(障害者手帳など)、配偶者の所得がわかる書類、医療費控除を受けるかたは、平成12年分の医療費の領収書、認印、筆記用具、計算機

所得税

申告が必要なかた
営業、農業、その他の事業、不動産、地代家賃等、配当・年金・報酬
譲渡などの所得が所得控除(基礎・配

偶者・扶養控除など)の合計額を超えている 給与所得者で次のいずれかに該当しているかた 給与の年収が2千万円を超えている 2か所以上から給与を受けている 給与所得以外の所得が20万円を超えている

申告書の提出

2月16日(金)～3月15日(木)までに直接または郵送で所沢税務署へ提出してください。

青色申告、事業所得、不動産所得、譲渡所得の所得税の申告、住宅借入金(取得)など特別控除を除く所得税の申告は市役所でも受け付けます。確定申告書などの提出書類は、自分で正しく作成していただく(ご自身申告)としておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

所得税の還付

給与所得者で確定申告が必要ないかたでも、次のいずれかに該当する

かたは、申告することによって所得税が還付される場合があります。
対象 融資を受け、住居を取得または増改築した 10万円(合計所得金額が200万円未満のかたは、その5%)を超える医療費を支払った年の途中で退職し、再就職していないなど

申告期間中は、会場が込み合います。受付開始日や、期限間際は特に込み合いますので、郵送による申告もご利用ください。郵送による申告で、受付印を必要とされるかたは、申告書の控えと切手を張った返信用封筒を同封してください。申告書は、市役所1階市民税課、各公民館・出張所・市民サービスコーナーにあります。

還付申告無料相談

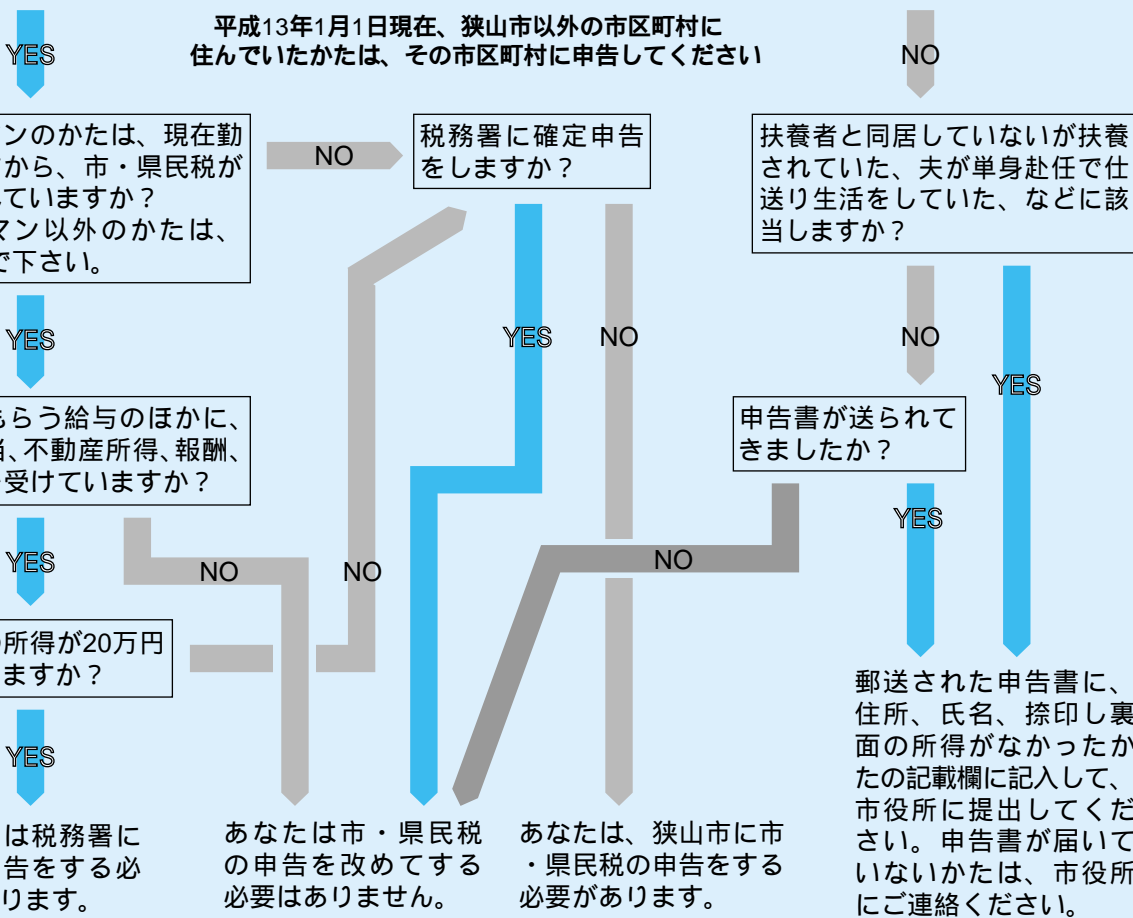
税理士が年金を受けているかた、給与所得者で医療費控除を受けようとするかた、年の途中で退職または就職したかたのうち、小額な還付申告相談および申告書の作成指導を行います。
日時 2月1日(木)～15日(水)、9時30分～16時 12時～13時と土・日・祝日は除く ↓ 関東信越税理士会所沢支部事務局(事前に申し込みが必要) ☎0993・0822

問い合わせ 市・県民税：市民税課(〒350・1380 入間川1・23・5) ☎内線1092～1095 所得税：所沢税務署(〒359・8601 所沢市並木1・7。受け付け時間は9時～16時) ☎0993・9111

暮らしの情報ページは主に市からのお知らせを掲載します。申し込み・問い合わせは→の記号で表します。市役所の所在地は〒350 - 1380 狭山市入間川1 - 23 - 5、電話番号は☎042 - 953 - 1111です。

私は市・県民税の申告をする必要がありますか？

あなたは平成12年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



消費者ホット情報

4月から施行される金融商品販売法
4月から施行されるこの法律は、金融商品を業者が販売する際に、その商品についての説明を義務付けることなどを内容としたもので、消費者にかかわりの深いものです。この法律の大きなポイントの一つが、業者が金融商品を販売する際に、元本割れの可能性とそれが起きる要因についての説明を義務付けたことです。説明義務は取り次ぎ・媒介・代理も含まれます。その説明を怠ったときは損害賠償を請求できます。もう一つは、業者が金融商品を勧める際に、勧誘するルールをきちんと定めて、それを公表することです。このルールとは、勧誘される顧客の知識や経験、財産を配慮することや、勧誘の方法や時間帯に配慮することなどです。もし公表しないときは、罰金が課せられることとなります。

今後、国の垣根を越えた多種多様な金融商品が出てくると言われています。リスク・リターン（仕組み）が分からない金融商品には手を出さないことはもちろんですが、商品説明に関するチェックリストを作ったり、業者との話し合いには記録を取るなどして、トラブルにならない慎重な対応も必要です。

相談・問い合わせ消費生活センター ☎954・7799